

## 豊四季町会公民館使用規則

- 1 公民館利用の希望者は、定期継続利用者、不定期単日利用者、共に予約が必要。希望日時は、申し込み受付順とする。申し込みは、公民館長(奥山副会長)へ。 TEL 7144-0319
- 2 公民館の管理責任者として公民館長(奥山正夫氏)を置く。利用者は奥山宅にて、力ギを受け取る。
- 3 公民館の光熱費等、運営経費の一部負担金として利用料を徴収する。
- 4 使用料金は、時間、部屋の大小に関係なく、1回1500円とする。
- 5 親子会、老人会、町会のサークル(麻雀倶楽部、カラオケの会等)の利用は有料とする。
- 6 町会の総会、役員会、民生員の利用及び町会主催の行事、サロン、支え合い会議等のボランティア団体の利用は無料とする。
- 7 豊四季町会会員以外の個人、団体等の利用料金は、前記の金額の倍額とする(1日3000円)。
- 8 公民館運営のための委員会等を設ける。
- 9 公民館の利用者は、以下の使用規則を守ること。
  - ① 使用後は利用場所の清掃及びトイレの清掃を行う。
  - ② 椅子、テーブルは必ず倉庫に入れ、道具等の後片付けをすること。
  - ③ 冷暖房機及びガスの元栓の確理。
  - ④ 電動シャッターを下ろし、戸締まりの確認と消灯の確認。
  - ⑤ ゴミは分別し持ち帰ること。
  - ⑥ スリッパは、下駄箱に入れずケースに入れる。
  - ⑦ 鍵は必ず奥山氏宅に変換のこと。